

市道民税の申告・

所得税および復興特別所得税の

確定申告は期間内に

2月16日(火)～3月15日(火)まで

◎お問い合わせ

市道民税に関すること→市民税係⁵⁴2121

所得税および復興特別所得税に関すること

↓滝川税務署²²2191または市民税係⁵⁴2121

公平・公正な税の負担のため、
申告が必要な方は、必ず期間内に

収入額や控除額を自主申告しま
しょう。

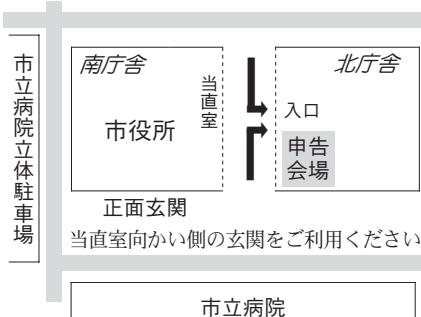
毎年、期限間近は会場がとても
込み合います。来場の際は、忘れ
物などがないよう記載事項をよ
くご確認いただき、余裕をもつて
お越しください。

また、市役所での所得税および
復興特別所得税の還付申告は、1
月18日(月)から3月15日(火)までと
なります。(土・日・祝日を除ぐ)
※ 3月6日(日)は相談・申告の受
付を行います

【申告会場】

- 市道民税→市役所北庁舎1階
会議室
- 所得税および復興特別所得税
↓滝川税務署(郵送提出も可
能)または市役所北庁舎1階会
議室

市役所申告会場の案内図



■ 所得税および復興特別所得
税の確定申告が必要な方

■ 営業(報酬)、不動産(アパー
ト収入のほか、土地の賃貸料や
付を行います



申告期間・受付時間

- 申告期間 2月16日(火)～3月
15日(火)(土・日を除く)還付申
告は1月18日(月)から可能
時

成27年中に中途退職した方など)

■ 年末調整を受けていない方(平
成27年中に中途退職した方な

ど)

■ 年金収入が400万円を超える方

■ 年金以外の所得が20万円を超
える方(年金に係る雑所得以外
の所得が20万円以下で確定申
告が必要ない方でも、市道民税
の申告は必要となる場合があ
ります)

※ これらの方々以外でも、確定
申告が必要な場合もあります。
また、平成27年中に営業を始め
た方、土地や建物を売却した方、
青色申告の方などは滝川税務
署での申告になります

申告に必要なもの

- 印鑑(スタンプ式は不可。口座
振替による納付を希望される
方は、金融機関届出印が必要で
す)
- 確定申告書・お知らせはがき
(税務署から送られてきている
方)
- 申告する方の金融機関の振
先がわかるもの(還付金の受け
取りや口座振替による納付の
ため)

貸家などの家賃収入も含む)などの各種所得があつた方
給与収入が2,000万円を超える方
給与以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える方
以下で確定申告が必要となる場合があります)
でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)

給与を2か所以上から受けている方
年末調整を受けていない方
成27年中に中途退職した方など)

■ 年末調整を受けた給与・年金以外の所得がある方
平成27年中に収入・所得がなかつた方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方
所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、市道民税の申告を兼ねますので、あらためて市道民税の申告は不要です

市道民税の申告が必要な方

- 年末調整を受けた給与・年金以外の所得がある方
平成27年中に収入・所得がなかつた方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方
所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、市道民税の申告を兼ねますので、あらためて市道民税の申告は不要です

その他必要なもの

源泉徴収票や領収書、証明書などは原本が必要です。コピーでの提出は受け付けられませんので、ご注意ください。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたうえで申告してください。

■給与所得者・公的年金等受給者
↓受け取ったすべての源泉徴収票

■営業などの事業・不動産所得者
↓収支内訳書（必ず事前に記載してください）

■社会保険料（国民健康保険、任意継続保険、国民年金など）、生命保険料、地震保険料、寄付金（控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合）などの控除を受ける方↓領収書、証明書

■障害者控除を受ける方↓障害者手帳など

■医療費控除を受ける方↓医療費の領収書と明細書、医療費を補てんする保険金等の金額がわかるもの（医療費の明細書は個人ごと、病院別に合計額を記載してください。様式は申告会場または市ホームページの

申請書ダウンロードから入手できますが、ノートやメモ用紙への記載でも可能です）

□医療費控除の対象にならないもの（例）

診断書作成料（文書料）、入院時の病衣（パジャマ）・冷蔵庫・テレビ代のように直接医療に関係がない費用、インフルエンザなどの予防接種代、薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のためのサプリメントの費用など

《医療費の明細書の記載例》

平成27年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください

住所 砂川市〇条〇丁目〇-〇
氏名 砂川 太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
砂川太郎	本人	〇〇病院	診察	15,000円	
砂川花子	妻	××病院	入院・通院	200,000円	120,000円
"	"	△△薬局	処方箋薬	23,000円	
"	"	バス代（往復） 区間〇〇～△△	400円×10回	4,000円	
合 計				242,000円	120,000円

（補助金等の交付を受けた場合）

※ 中古住宅、増改築、認定長期優良住宅、太陽光発電の売電について、滝川税務署へお問い合わせください

確定申告書の用紙は、申告会場に用意しております。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能です。

詳しくは国税庁ホームページ [http://www.nia.go.jp/] をご覧ください。

〈市道民税・所得税の主な改正点等〉

ふるさと納税制度の拡充等について

平成27年1月1日以降に行った寄付については、市道民税から控除する特例控除額の上限が、市道民税の所得割額の1割（現行）から2割に拡充されることとなりました。（平成28年度分以後の市道民税について適用）

※ 所得税・市道民税から控除を受けるためには、原則として寄付を行った翌年に確定申告を行う必要があります

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告をする必要がない給与所得者等の方については、寄付先の自治体数が5団体以内である場合に限り、平成27年4月1日以降に寄付を行った各自治体にあらかじめ特例申請書を提出することで確定申告が不要になりました。なお、本制度の適用を受ける方は、所得税は控除されず、寄付を行った翌年の6月以降に支払う市道民税から所得税控除分を含めた額が控除されます。

※ 平成27年1月1日から3月31日までに寄付をされた分の控除を受ける場合は、確定申告をしていただく必要があります。また、本特例を申請された方が、確定申告や市道民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む）は、申請が無効となり、税額は控除されませんので、控除を受けるためには、これまでと同様に確定申告が必要となります